

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都中央区八丁堀一丁目9番6号

氏 名 株式会社エコグリーン

代表取締役 石井光暢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木栄治

許可の年月日 平成23年8月25日

許可の有効年月日 平成28年5月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙1, 2のとおり

3. 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理は、2に掲げる施設で行い、処理能力を超えて行わないこと。

(2) 産業廃棄物の保管は、2に掲げる設置場所で行い、保管量を超えて行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年5月22日 新規許可

平成23年5月20日 変更届（保管場、役員の変更）

平成23年8月24日 変更届（本店住所の変更）

平成23年8月25日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供するすべての施設 (その1)

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設A (施行令第7条第8号の2) (平成17年12月27日, 第17-1-194号)	木くず 34.0t/日 (4.25t/時×8時間) (平成18年3月3日)	1	千葉県匝瑳市大寺 字木ノ宮 1473番1, 1474番1, 1475番1, 1476番1, 字助右エ門坂 1462番1, 1462番2, 字山田 1461番1
破砕施設B (施行令第7条第8号の2) (平成17年12月27日, 第17-1-195号)	木くず 27.6t/日 (3.45t/時×8時間) (平成18年3月3日)	1	
破砕施設C (施行令第7条第8号の2) (平成17年12月27日, 第17-1-196号)	木くず 14.7t/日 (1.84t/時×8時間) (平成18年3月3日)	1	

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供するすべての施設 (その2)

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
木くずの保管場所	98.9 m ² 98.9 m ³	1	千葉県匝瑳市大寺 字木ノ宮 1473番1, 1474番1, 1475番1, 1476番1, 字助右エ門坂 1462番1, 1462番2, 字山田 1461番1
おがくずの保管場所No. 1	10.5 m ² 7.0 m ³	1	
おがくずの保管場所No. 2	42.6 m ² 42.6 m ³	1	
おがくずの保管場所No. 3	75.0 m ² 93.8 m ³	1	
おがくずの保管場所No. 4	152.4 m ² 191.1 m ³	1	
木くずチップの保管場No. 1	84.0 m ² 105.0 m ³	1	
木くずチップの保管場No. 2	24.0 m ² 24.0 m ³	1	
木くずチップの保管場No. 3	44.7 m ² 38.8 m ³	1	
残さ物の保管場No. 1 (金属くず)	8.2 m ² 8.0 m ³	1	
残さ物の保管場No. 2 (がれき類)	16.0 m ² 15.0 m ³	1	
残さ物の保管場No. 3 (廃プラスチック類)	16.0 m ² 15.0 m ³	1	
残さ物の保管場No. 4 (金属くず)	16.0 m ² 15.0 m ³	1	
残さ物の保管場No. 5 (紙くず)	14.6 m ² 2.0 m ³	1	

(以下余白)